

指定緊急避難場所と指定避難所

1 指定緊急避難場所(災害対策基本法第49条の4)

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定するものをいいます。

指定緊急避難場所のうち、津波に係るものについては、災害対策基本法施行令に定める基準として、以下の2つのいずれかを満たすこととされている。(災害対策基本法施行令第20条の3)

- (1) 津波が発生した場合において安全な区域内にあること。(高台等)
- (2) 津波が発生した場合において安全な区域外にある施設(津波避難ビル等)については、以下のすべてを満たすこと。

ア 津波により生じる水圧等によって構造耐力上支障のある事態を生じない構造であること。

イ 想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、かつ、当該スペースまでの避難上有効な階段等があること。

ウ 地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合するものであること。

2 指定避難所(災害対策基本法第49条の7)

指定避難所とは、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定するものをいいます。

指定避難所の政令による基準は、以下のすべてを満たすこととなっています。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- (3) 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- (4) 車両などによる運送が比較的容易な場所にあること。

なお、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記のほかに以下の要件が確保されていることが必要となります。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するため措置が講じられていること。
- (2) 災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (3) 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。